

平成 19 年 9 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「過年度遡及修正に関する論点の整理」に対する意見書について

今般、標記論点整理に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 【論点 1】財務諸表の過年度遡及修正の取扱いを定める必要性

#### ○過年度遡及修正の取扱いを検討するにあたり留意すべき事項

企業が自発的に会計方針の変更を行う場合、過去の財務諸表に与える影響が軽微な場合には、遡及修正を適用しないことを可能とする方向で検討していただきたい。

(理由)

過年度の時点では会計方針の変更を行うに足る正当な理由がなかったにも関わらず、自発的な会計方針の変更に伴い、今期以降に適用する新たな会計方針に従って財務諸表を再作成した場合、その財務諸表の有用性の有無が論点となっているが、過去の財務諸表に与える影響が軽微な場合には、遡及適用をしないことを可能とする方向で検討していただきたい。

### 2. 【論点 3】会計方針の変更に係る過年度遡及修正

#### ①会計方針の変更に係る原則的な取扱い

新たに採用された会計基準の適用による会計方針の変更の場合、過年度の財務諸表への遡及適用については、会計基準毎に個別に検討されるべきである。

(理由)

新たに採用された会計基準の適用による会計方針の変更の場合には、財務諸表への過年度遡及適用により利用者が得られる便益と会社側の負担を考慮し、会計基準毎に遡及適用の要否を検討すべきであると考えます。

今後、全ての会計基準の変更について過年度遡及修正を実施することは

実務上の負担も大きいことから、第 39 項に記載のある経過措置の定めについても検討いただきたい。

会計方針を変更した場合等の遡及期間について整理していただきたい。

(理由)

会計方針を変更する場合の国際的な会計基準における遡及適用の取扱いが第 34 項、第 35 項に記載されているが、遡及期間の考え方について整理していただきたい。

## ②遡及適用が実務上不可能な場合の取扱い

遡及適用が実務上不可能な場合の判断基準について確認したい。

(理由)

自発的な会計方針の変更でも、例えば今期から新たな引当金を計上する場合等、データの制約等により遡及することが不可能な場合が考えられる。

遡及適用を実務上不可能とする場合の判断は、各企業に委ねられることになるのか。それとも、適用不可能な理由として認められるもの、認められないものに関する包括的な判断基準が示されることになるのか確認したい。

## 3. 【論点 7】 誤謬に係る過年度遡及修正

### ○誤謬に関する原則的な取扱い

誤謬に係る過年度遡及修正については、会社法、証券取引法（金融商品取引法）及び監査等の関連法制度との関係を整理した上で、会計基準として定めることを検討していただきたい。

(理由)

重要な誤謬に係る過年度遡及修正は、財務諸表利用者と会社側の負担を考慮しつつ、誤謬の範囲や重要性の基準も含めて関係法令との整理を行い、会計基準として定めるのが適当であると考えます。

## 4. 【論点 9】 廃止事業の報告に係る過年度遡及修正

### ○廃止事業の報告と過年度遡及修正

廃止事業の報告については、過年度遡及修正の枠内ではなく、他の国際的な会計基準との平仄を勘案した上で、個別に検討すべきである。

(理由)

廃止事業の報告については、開示上、過年度遡及修正の側面はあるもの

の、国際的会計基準における本来の会計基準設定趣旨はこれとは別にあり、また本邦における会計慣行との適合性も考えると、財務諸表における表示も含めて別途の問題として検討するのが適当であると考えます。

## 5. 【論点 10】 その他の論点

### ○過年度遡及修正の考え方を導入する際の適用時期等に関する留意点

会社法及び証券取引法（金融商品取引法）に基づく監査を含めた開示制度等、関連法制度との関係を整理していただきたい。
--

(理由)

現状の実務では、会社法による財務諸表と証券取引法（金融商品取引法）による財務諸表の単一性を重視する立場から、会社法監査報告書日付以降に生じた修正後発事象については、開示後発事象に準じた取扱いをしているが、当該後発事象の翌期以降の取扱い（前期の財務諸表を修正するのか、または当期の財務諸表に反映させるのかどうか）を明確にして頂きたい。

なお、我が国の税法は確定決算主義を採用していることから、税法との関係の整理も必要であると考えられるため、この点についても配慮いただきたい。

以 上